

2018.10.24 月島区民館

「親が認知症になる前に知っておきたいお金の話」 ～家族信託で、議決権行使、相続をスムーズにする～

講師：(株)日本財託 家族信託コーディネーター 横手彰太氏

今回の勉強会では、親が認知症になった時のお金の問題を取り上げ、一つの解決策として「家族信託」を提案しています。

【講演概要】

1. 家族信託の提言

認知症予備軍が 420 万人、要介護認定者が 600 万という超高齢社会において「親が歳をとる＝介護・認知症のリスクが発生」がこれからの新常識です。親が認知症になると財産が凍結され、生活費や介護費用等をねん出するために家族全体の生活に影響を及ぼします。

親が認知症になっても「財産凍結に悩まない」、「自分の時間を確保できる」、「相続でもめない」というハッピーな未来のために認知症対策を考えておく必要があります。

しかし、「今までの認知症対策は今の時代にあっていない」といわれています。

そこで、「認知症が引き起こすお金の問題は、家族信託ですっきり解決する」ということを選択肢の一つに加えてはどうかと提案されています。

2. なぜ認知症になるのか

なぜ認知症になるのか？ガンでも治る確率が高いのに、超高齢社会に突入したことが背景としてあげられています。

認知症の確率は、60～64 歳の 2. 2%に対し 85～89 歳では 5 5. 5%に跳ね上がります。

認知症と言われる 462 万人に対し、M C I（認知症予備軍）が 400 万人、また、隠れ認知症（症状が出ているのに病院に行かない人）が 250 万人いると言われていています。認知症予備軍の二人に一人は認知症に進む可能性があるとも言われています。50 歳時からの「睡眠の質と運動量、栄養」が 70 歳の認知症のリスクを決めるそうです。

また、P E T（認知症を発見する検査機器）は専用の特殊な薬剤を使用して組織や細胞の活動状況を画像化して認知症の早期発見を行うこともできますが、費用が 10 万円程かかるのでなかなか浸透しないそうです。

3. 認知症になるとどうなるのか

認知症になると日常生活に障害が出てくるので、誰かのサポートが必要になります。

身上監護として介護保険サービスや施設入所手続き、治療・入院手続き、各種支払い手続きが必要だけでなく、お金の管理・手続きとして生活資金・介護費用の捻出や不動産売却、確定申告、相続税などがあります。

しかし、認知症になると生活資金が銀行から家族でも引き出せなくなります。最近の金融機関では高齢者の取引が厳しく、凍結してしまいます。

認知症とお金の問題は、介護が長期化すると先が読めない状況に陥ります。

それでは介護費用はいくらかかるのか？

<老人ホームに入所した場合>

入所一時金 : 500万円 +
(施設利用料 : 20万円 + 医療費・経費 : 5万円) × 12ヶ月 × 10年間
= 3,500万円/10年間

しかし、老人ホームに入り自宅は空き家になるが、認知症により判断能力なしとされ、自宅を売却することはできません。認知症対策として後見制度がありますが、本人の財産を守るための制度であり、家族や妻が介護費用に困っていても不動産を処分することはできません。これは、本人がお亡くなりになるまで続きます。

尚、成年後見人の費用は月額2万円で、管理財産額により5,000万円を超える場合は月額5万円～6万円です。

また、遺言は本人がお亡くなりになってから効力を発揮するので認知症対策にはなりません。

4. 介護・認知症・相続対策の家族信託とは？

家族信託は「財産を預ける人」、「財産を預かる人」と最も大切な「何のために財産の管理を行うのか」という目的」が欠かせません。

ここで預けられる財産は、現金と不動産（自宅、収益不動産、底地、共有状態等）、未上場株（資産保有会社、オーナー社長が所有している自社株、相続で所有した持ち株）で金銭的価値のあるものです。逆に信託財産にならないものは、農地・畑、上場株・投資信託、借金です。

また、財産を渡す相手を指定し、その順番を決める遺言の機能やその渡し方も指定できます。

具体的には、財産を預ける人が信託できる現金は別の口座で管理することになります。これは、全額ではなく1億円の現金のうち5,000万円を信託することもできます。財産を預かる人は、信託された口座から目的の範囲で自由に引き出すことや、不動産を処分することもできます。

但し、できないわけではないですが認知症になると家族信託の契約が難しくなるので、元気なうちに認知症とお金の問題を知り、家族会議を開いて、家族信託について他の制度と比較検討し、家族全体が幸せになる方法を検討することが必要です。

【Q&A】

Q. 受託者に悪意があったら？

A. 信託監督人制度を利用したり、定期的に通帳をコピーして関係者に渡す等して不正を防ぐ。

Q. 不動産を家族信託したら？

A. 受託者の判断で売買契約ができる。

Q. マンションの議決権は？

A. 受託者に移る。

Q. 親の資産の一部でも信託できるのか？

A. できる。また、財産毎に信託する人を変えることもできる。

Q. 受託者が信託報酬をもらうことはできるのか？

A. 基本は無報酬。

以上